

**東京大学产学連携法務部産学連携推進課 一般職員
(産前産後休暇、育児休業等代替教職員) 募集要項**

職名及び人数	一般職員（産前産後休暇、育児休業等代替職員）・ 1 名
契 約 期 間	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日
	4 月 1 日より「産前産後休暇代替職員」、同年 7 月より「育児休業代替職員」として雇用予定。詳細は別途相談。
更新の有無	無
	ただし、当課職員から育児休業延長の申し出が今後あった場合は、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上、休業期間内を限度に育児休業代替教職員として引き続き採用する場合がある。
試 用 期 間	採用された日から 14 日間
就 業 場 所	東京大学产学連携プラザ（東京都文京区本郷 7-3-1）
	変更の範囲：原則同一部局内
所 属	産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム
業 務 内 容	(1) 産学連携法務部、産学協創推進本部および安全保障輸出管理支援室における人事労務関連業務全般（教職員の採用や給与計算等に関する業務、労務管理業務の補助等） (2) 産学連携推進課総務企画チームが所掌する事務業務全般（入力業務（人事給与システム）、会議室管理業務、メール・電話対応等） 変更の範囲：原則として変更しない
就 業 日	週 5 日勤務（月～金曜日）
就 業 時 間	1 日 7 時間 45 分勤務 9:00～17:45 (12:00～13:00 休憩) ※時間外労働を命じることがある。
休 日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休 暇	年次有給休暇、夏季指定休暇、リフレッシュ休暇 等
賃 金 等	給与：就業規則、給与規則等に基づき、学歴・職務経験等に応じて決定する。 諸手当：通勤手当（原則上限 55,000 円／月まで）、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、退職手当等を本学の定めるところにより支給する。
加 入 保 険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応 募 資 格	(1) 円滑なコミュニケーション能力・調整能力があり、他の職員と協調して業務遂行ができること。 (2) Windows PC (Microsoft365 (Word・Excel・OneDrive・Outlook 等)、WEB 会議システム (ZOOM 等) を用いて適切に業務ができること。Word・Excel は、文書作成、表作成、図作成、データ管理（入力、集計、データ処理関数の使用）等の操作が迅速かつ確実にできること。 (3) 事務の実務経験を 1 年程度以上有する者であること。また、国立大学等で同種の事務経験があることが望ましい。
提 出 書 類	(1) 東大様式の履歴書 ※本学指定様式は、以下の URL から ダウンロードのうえ作成すること https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html (2) 職務経歴書 (3) 志望動機
提 出 方 法	上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードして下さい。 提出書類に氏名を並記したものを各ファイルの名称とし、以下の URL にアップロードしてください。（※履歴書の自筆署名欄は空欄とする。）

https://univtokyo.sharepoint.com/:f/s/msteams_c9111c/EtWhC_zSKCx0i-FFgxGA6gABwCBWU5Y_csVBOHQxWtrtCg

※4~5日以内に当チームから受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

応募締切 2025年2月14日（金）17時00分（日本時間）必着

※ただし上記締切前であっても、応募状況により募集終了を早める場合がある。

選考方法 第一次選考 書類選考

第二次選考 面接選考（日時は第一次選考通過者に別途連絡）

※複数回の面接を実施する予定です

※選考にあたっては、適切と考える方に参考意見を求めることがあります

問い合わせ先 東京大学産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム

TEL : 03-5841-1479 E-mail : sangaku-jinji@ducr.u-tokyo.ac.jp

募集者名称 国立大学法人東京大学

受動喫煙防止

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

その他の情報 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。

・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。